

倫理規定

(目的)

第1条 この規定は、本協会の倫理に関する基本となるべき事項を定めることにより、本協会の目的、業務執行の公正さに対する疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって本協会の社会的な信頼を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規定は、次の者に適用する。

1. 本協会の評議員・理事・監事・名誉会長・顧問・参与（以下「役員等」という）並びに職員
2. 本協会の加入団体・登録者

(基本的責務)

第3条 本協会の役員等・職員及び加入団体・登録者は、本協会の目的を達成するため、関係法令、定款、関係規定等を厳格に遵守し、社会的規範に反することのないよう行動しなければならない。

(遵守事項)

第4条 役員等・職員及び加入団体・登録者は、次の行為をしてはならない。

1. 暴力、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、差別、暴言等、人権尊重の精神に反する言動をしてはならない。
2. 世界ドーピング禁止規程に規定される禁止薬物等を使用すること、または使用させることをしてはならない
3. 個人の名譽を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。
4. 日常の行動について公私を混同し、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。
5. 補助金、助成金等の経理処理に関し、一般法人会計基準に基づく適正な処理を行い、決して他の目的の流用や不正行為を行ってはならない。
6. 自らの社会的な立場を認識して、常に自らを厳しく律し、本協会の信頼を確保するよう責任ある行動を取らなければならない。
7. 社会の秩序に脅威を与える反社会的勢力と一切の関係を持つてはならない。
8. (公財)日本陸上競技連盟「倫理に関するガイドライン」を遵守しなければならない。

(違反した場合の処分)

第5条 前条の遵守事項に違反した場合の処分は、次のとおりとする。

1. 役員等については、解任、役職の取消または停止、戒告、その他必要に応じた処分。
2. 職員については、就業規則に基づく必要に応じた処分。
3. 加入団体・登録者については、登録抹消、資格停止、競技会への出場停止、警告、戒告、譴責、除名、その他必要に応じた処分。

(処分の決定)

第6条 理事会は、違反行為に対する調査をし、その結果に基づいて処分を決定し、速やかに当事者本人ならびに当事者の加入団体に文書にて通知する。但し、役員等、及び加入団体に対する処分については、評議員会の裁決によらなければならない。

(不服申し立て)

第7条 処分について異議がある時は、本協会会長に対し再審査を求めることができる。本協会の決定に対する不服申し立ては、前条通知後、1か月内に行われなければならない。

(その他)

第8条 本規定の実施に関し必要な細則は、理事会の承認を得て別に定める。

2. 本規定は、理事会の議決をもって変更することができる。

附則

1. この規定は平成27年4月1日から施行する。